

【令和３年第４回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和３年１２月１５日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第１６７号 川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 祝金の支給対象年齢の引下げを行わなかった理由等について

民法改正による１８歳への成年年齢の引下げに伴い、「満２０歳に達したとき」とする祝金の支給対象年齢を、「満１８歳に達したとき」と引下げを行った場合、高校卒業後に社会人となる方が対象外となるため、支給対象年齢を変更せず、名称の変更のみを行うものとした。なお、支給対象は共済の会員本人に限られる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１７５号 当せん金付証票発売の限度額について」

《主な質疑・答弁等》

* 令和４年度の限度額の設定理由について

平成１５年度に限度額を１３０億円に増額した後、令和２年度まで同額としてきたが、この間の減少傾向にある発売金額の状況を踏まえ、令和３年度分から１００億円としたものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１７８号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

* 任期途中で退任理由について

退任される委員については、国民生活センターの部長を務めていたが、この度、理事に昇格となり、委員としての職務の継続が困難となったため、退任に至ったものである。

* 委員会開催数の推移について

平成３０年度は４回、令和元年度及び令和２年度は３回開催した。今年度はまだ１回のみの開催実績であるが、来年１月及び３月に、計２回の開催を予定している。

* 委員会の役割及び審議内容について

本委員会は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、市長の行う消費者行政の諮問機関として設置されているものであり、政令指定都市においては、浜松市と岡山市を除く１８市に設置されている。今年度については、７月に第１回目の委員会を開催し、正副委員長を選出、事業概要の説明、消費生活相談年報に対する意見聴取等を行った。１月に予定される第２回目においては、上半期の消費生活相談統計及び消費者行政推進計画に対する意見聴取、３月に予定される

第3回目においては、苦情処理部会の報告等を行う予定である。

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第186号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 藤子・F・不二雄ミュージアムへの寄附者に対するお礼等の対応について

所管局を通じて何らかの対応はなされたものと考えているが、寄附者は匿名を希望しており、表彰等について全て辞退された。

* 子ども・子育て支援新制度管理・運営経費の内容及び補正予算での計上科目について

本事業は各保育所の紹介動画閲覧サイトを作成するものであり、本事業に先行して、既に高津区及び幸区では区役所のホームページにおいて保育所の紹介動画が掲載されている。本補正予算は、統一的な閲覧サイトを作成し、各区の保育所の紹介動画の統一ページでの閲覧を目的とするものであるため、区役所費ではなく、こども未来費に計上されている。

* 先行実施した区の予算への対応について

統一的な閲覧サイトが稼働した際に、引き続き、区のホームページでの閲覧を可能とするかは検討中である。統一ページでの閲覧に集約がされた場合、区のホームページからの閲覧はできないものとなるため、事業の重複度合いや、各区の独自の取組を尊重した上で、来年度予算編成を行っていく。

* 区からこども未来局への業務の移管に伴う事業の質の担保等について

委託による本事業の執行に当たっては、各園60秒程度の動画が安定的に閲覧できるよう質の担保を図っていく。各区で独自に行っている評価の高い取組については、今後も適切に予算措置を行っていく。

* 新型コロナウイルス感染症対策事業費の財源について

10億円余を計上している本事業費のうち、療養支援等に関する部分については県の緊急包括支援交付金が充当できるものと考えている。

* PCR検査に係る補正予算の内容について

10億円余の本事業費のうち、PCR検査費用の公費負担分として約2億5,600万円を計上し、その充当財源として、2分の1を国庫補助金で計上している。PCR検査費用の公費負担分は、約21万人を検査対象として第5波前の9月の補正予算において計上したが、第5波の影響を踏まえ、5万人増の約26万人を検査対象と見込み、不足する分を本補正予算で計上したものである。

《意見》

* 先行実施した高津区及び幸区における保育所紹介動画は、きめ細やかに現場を回って撮影されたものであり、子育て世帯からの評価も非常に高い動画となっている。今後、こども未来局において事業が実施された際は、少なくとも先行実施した区と同様の質が担保されるよう、財政局からも働きかけをしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１８７号 川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 危機管理室から危機管理本部への格上げに伴う事務分掌規則の変更等について

現行の事務分掌規則に規定されている、「地域防災計画に関すること」「災害対策本部に関すること」等の１０項目の業務については変更がないものと考えている。今後は危機管理に関する業務を統括する立場となるため、関係局区との連携を更に強化していく必要があるものと認識している。

* 市民の生命、身体及び財産の保護の対象となる「危機事象」が示す内容について

危機管理対処方針で定義しており、「事件・事故等の緊急事態」「自然災害」「都市災害」「武力攻撃・緊急対処事態」「石油コンビナート災害」の５項目が危機事象の内容である。

* 危機管理対処方針における「武力攻撃・緊急対処事態」が示す内容について

ゲリラ、弾道ミサイルによる攻撃、大規模テロ等を想定している。

* 「武力攻撃・緊急対処事態」下における国と地方の役割分担について

国民保護法に基づき対処することとなり、同法においては国民の財産の保全、安全の確保等は国の主導的な役割として位置付けられているが、本市としても必要な対応について担っていきたいと考えている。

* 石油コンビナート災害への対処について

県や消防局等の関係部署と連携し、県における石油コンビナート等防災計画及び本市臨海部防災計画に基づいて対処するものと考えている。

* 本議案の審査に臨む姿勢について

当初は本議案の所管である行政改革マネジメント推進室のみの出席を予定していたが、危機管理事象に関する質疑等も想定されるため、危機管理室長及び危機管理室担当課長が出席した。

* 危機管理本部への格上げに伴う人員配置について

現在、市全体の危機管理対応について各局区を含めて体制整備の在り方を検討しており、この検討を踏まえて危機管理本部の体制も考えていくこととなる。来年２月に予定している「主な組織改正」での公表に合わせて、現在、危機管理対応力の更なる強化に向けて人員配置の検討を進めている。

* 各区の危機管理担当との役割分担等に関する現段階での検討状況について

各区の危機管理担当においては感染症対応の業務も担っている中で、現在、今後の追加接種に向けた体制についても検討しており、危機管理本部への格上げに伴う人員配置と同様に、来年２月の公表に向けて検討を進めている。

* 危機事象に係る庁内の調整機能としての危機管理本部の在り方について

主に自然災害を対象として危機管理室が調整機能を担ってきたが、現在は、様々な危機事象についての検討の場として危機管理推進会議が設置されており、主に同会議により、危機管理本部が中心となって庁内の調整機能を担っていくものと考えている。

《意見》

- * 現行の危機管理室には女性職員が少ないため、危機管理本部への格上げに伴い女性職員の比率が高まるよう、職員配置を行ってほしい。
- * コンビナート上空の低空飛行に関する被害想定等が石油コンビナート等防災計画に位置付けられていないため、アセスメントの実施を含め、より一層、県への働きかけを行ってほしい。
- * 「武力攻撃・緊急対処事態」下においては国民保護法により対処がなされとの説明があった。同法に関連する条例等には反対の立場であるが、武力攻撃等の有事ではなく、自然災害時等においては地方自治体が主導的な役割を担うべきであり、自然災害や感染症への対応力の強化を図る本議案と同法は切り離して考えるべきであるため、本議案には賛成の立場である。
- * 本議案は、単に職員配置上の議論のみならず、危機管理室の在り方を含む議論も想定されることから、危機管理の責任者である危機管理監も本委員会に出席すべきであったと考えるため、今後の対応について検討してほしい。
- * 各区の危機管理担当の職員配置も含めて、市民サービスの向上に寄与する体制の整備に向けて検討を進めてほしい。
- * 議案第161号に関連する調整会議に危機管理室は参加していない現状がある中で、今後は危機管理本部に昇格する以上、組織の担う役割や位置付けの明確化等を行い、全庁横断的な調整機能の中核を担えるよう、来年2月の公表に向けて組織体制の整備を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第189号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 残りの5万円分の給付に関する現状の考えについて

地方自治体の実情に応じて現金給付を認めるという国の見解があるが、地方自治体の「実情」に関する基準等が示されていないことや、クーポン方式を原則とする国の意向があることを踏まえ、まずはクーポン方式の実現性等の検討を行っている状況である。

* 給付方法に関する他都市の状況について

報道等により、当初支給分と一括した10万円の現金給付を検討している大阪市等の自治体があることや、残りの5万円分についての現金給付を検討している自治体があることは認識している。

* 所得制限に関する他都市の状況について

報道等により、所得制限を超えた世帯に対し、市独自で給付を行う自治体があることは認識している。

* DVの避難者等への支給方法について

本給付金は、既存の児童手当の制度を活用し、プッシュ型で給付を行うことを基本としているが、制度の対象外の方については、申請等が必要になるものと認

識している。

*** 支給対象外の方への市独自の給付に係る考えについて**

現時点においては、市独自の給付についての検討には至っていない。

*** クーポン方式が採用された場合の事務費の試算について**

国においては900億円余の事務費を試算しているが、現時点において、本市における事務費の試算には至っていない。

*** 事務費の試算を行う時期について**

残りの5万円分については、来年の春までの給付を目指すものとされているため、その時期までの給付に向けた今後の予算措置等の中で示していくものと認識している。

*** 通信販売業者と提携したポイント給付への考えについて**

残りの5万円分の給付方法については、クーポン方式に加えてID交付方式も示されているため、並行して検討していくこととなる。

《意見》

*** 残りの5万円分の給付方法に関しては、流動的である国の動向を注視しながら、望ましい給付方法の検討を進めてほしい。**

*** クーポン方式ではなく現金での給付を行ってほしい。また、支給対象外であって、非正規雇用の方や学生等の支援が必要な方には、市独自の給付について検討してほしい。**

*** 本給付金については議会の関心も高いため、議会への報告を適切に行ってほしい。また、クーポン方式については、川崎じもと応援券の際に高額な委託料が議会で指摘されたことを勘案し、最善の給付方法を検討してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決